

一宮浄化センター汚泥脱水機及び夾雑物除去装置等点検業務委託仕様書

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(適用範囲)

第 1 条 この仕様書は、一宮浄化センター汚泥脱水機及び夾雑物除去装置等点検業務委託に適用する。なお、この業務は、数量総括表・図面及びこの仕様書（以下「設計書等」という。）に基づいて定められた期間内に履行し、岡山市監督員（以下「監督員」という。）と協議の上、誠実に履行すること。

(法令条例等の適用)

第 2 条 労働基準法、労働安全衛生法及び関係政省令等を遵守する。また、諸法令等の運用及び適用に要する費用等については、特別に岡山市が指定した以外は全て受託者の負担とする。

(提出書類)

第 3 条 受託者は契約後関係規則等に基づき、次の書類をすみやかに監督員に提出すること。

提出する書類の大きさは、すべて A4 判にそろえること。

1. 業務着手時に提出する書類

- | | |
|----------------|-----|
| (1) 工程表（委託作業表） | 1 部 |
| (2) 業務責任者届 | 1 部 |
| (3) 委託業務着手届 | 1 部 |

2. 業務完了時に提出する書類

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 委託写真帳 | 1 部 |
|-----------|-----|

写真帳は A4 判のものを使用し、委託に関する写真を工程毎カラー撮影のうえ、項目別に整理をして監督員に提出すること。撮影に際しては業務委託名、委託履行状況を記述した黒板と一緒に撮影すること。（伸縮式ホワイトボード、電子黒板の使用は可とする）ただし、黒板の文字が鮮明に撮影されていない場合は、写真帳に説明を記述すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| (2) 委託報告書 | 2 部 |
| (3) 委託業務完了通知書 | 1 部 |
| (4) その他監督員が指示する書類 | 1 式 |

(機器・材料の選定)

第 4 条 この委託業務に使用する機器・材料等で、「支給品」・「再使用品」等の明示のない物はすべて新品を請負人において準備するものとする。特に指示する製品については、岡山市の製品指定に従うこと。

また、同一の機器及び器具は、完全な互換性を有するものでなければならない。

なお、特に明示のない製品については、市場において優良と認められ、それぞれの目的に最も合致し、均衡を得た製品であること。J I S等の規格に制定されているものは、これに適合すること。

(施行管理)

第 5 条 業務責任者は委託履行現場に常駐し、監督員と協議の上、履行管理ならびに現場作業員等の監督及び委託に関する一切の事項を処理すること。

(損傷部補修)

第 6 条 この業務履行に際し、建造物・機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した際には、監督員と協議の上、同等以上の資材をもってすみやかに原形に復すること。

(災害防止等)

第 7 条 この業務履行にあたっては、現場作業員の安全・災害防止対策に万全を期するほか労働基準法、労働安全衛生規則等の作業保安規定に違反することのないよう特に留意し履行すること。また業務履行については、当センターの運転管理に支障を与えることなく、監督員と事前に打ち合わせ等を行い履行すること。

(検査)

第 8 条 本業務履行で、あらかじめ監督員と協議した工程に達した時、監督員の検査を受けて承認を得た後に、次の工程に移行すること。

この業務が完了した時（書類の作成を含む。）は、検査を受けること。

(履行期限)

第 9 条 この業務の履行期限は、令和9年3月19日までとする。

(支払い)

第 10 条 本業務の支払いは、業務の完了後一括払いとする。

第 2 章 履行細則

第 1 節 業務概要

(目的)

第 11 条 一宮浄化センター汚泥脱水機及び夾雑物除去装置等の定期点検, 部品交換をすることにより, 設備の保全及び維持管理を円滑に行うもの。

(点検内容)

第 12 条 本委託業務は, 下記のとおりとする。
汚泥脱水機及び夾雑物除去装置等の定期点検, 部品交換を行い, 試運転・調整・記録取り, 自動連動運転試験を行う。交換部品については, 受託者により引取り, 適切に処分等すること。

(機器仕様)

第 13 条 この委託業務で施工する機器の仕様・数量等は, 下記のとおり。

- 1 汚泥脱水機 3 基
 - (1) 製造業者 水 ing エンジニアリング(株)
 - (2) 型 式 DSPS-700N-4C(濃縮機 : SS-714S)
 - (3) 処 理 量 143kg-DS/h

- 2 浄化槽汚泥用夾雑物除去装置 1 基
 - (1) 製造業者 大機工業(株)
 - (2) 型 式 DS-2000UK-R-E
 - (3) 処 理 量 50 m³/hr

- 3 浄化槽汚泥用夾雑物脱水装置 1 基
 - (1) 製造業者 大機工業(株)
 - (2) 型 式 DP-2000N-R
 - (3) 処 理 量 2500kg/hr

- 4 No.2 脱水汚泥搬送装置 1 基
 - (1) 製造業者 エステック(株)
 - (2) 型 式 SDM-Z 型
 - (3) 搬 送 量 3m³/h

5 脱水汚泥移送装置 1基

- (1) 製造業者 エステック(株)
- (2) 型 式 SDLL-Z型
- (3) 搬 送 量 10m³/h

(取替部品等の仕様)

第14条 この委託業務で取り替える部品等の仕様・数量等は、別紙委託数量総括表のとおり。

第 3 章 雑 則

(その他)

第15条 この業務において、取替部品等が必要となり、今回の受託内容で対応できない場合は、本市監督員と協議の上、通常業務に差し障りの無いように速やかに処置すること。